

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における委員意見への対応

分野類型

No.	分野	No.	分野
1	災害リスクととるべき行動の理解促進	5	自助・共助の推進
2	市町村への迅速な人的支援による情報収集	6	避難所等における新型コロナウイルス感染症対策
3	被災者・市町村への発災時の物資支援態勢	7	災害対策基本法の改正
4	長期停電・通信障害への対応	8	県防災施策の進捗・課題等

対応方針の考え方	
・対応済	… 対応を完了しているもの
・対応中	… すでに対応を進めているもの
・検討中	… 現在対応を検討しているもの
・今後検討	… 現在は対応や検討をしていないが、次年度以降に対応又は検討を予定しているもの

No.	分野	委員	意見内容	対応方針	対応内容	計画への記載	担当部局	担当課
1	総論	河田委員	これからの地球温暖化でこれまで経験したことがない場所で水害が発生したり、土砂災害が発生したりするかも分からない。これまで災害が起こっていないからといって安心してはいけなくて、新しい災害環境が出てくるんだということを強調しなければいけない。	対応中	今回の修正において、総則に、「特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。」旨を記載する。	記載予定	防災統括室	防災統括室
2	総論	河田委員	県で計画を修正した後、市町村にもその内容に倣って計画の修正をしていただかないといけない。修正のプロセスの中で、市町村にその趣旨を理解していただいて、市町村から住民に訴えていただく必要がある。	対応中	検討委員会での委員意見や、地域防災計画修正案の素案などを、最終的に防災会議に諮る前段階から適宜市町村に情報提供を行うことと、県計画の修正事項を理解していただけるようにする。	—	防災統括室	防災統括室
3	1,7	菅委員	避難指示の一本化等については、ハザードマップの周知と併せて、住民に対する丁寧な情報提供や啓発が必要。	対応中	計画第2章第1節「避難行動計画」第8「住民への周知及び啓発」において、「ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。」旨を記載する。	記載予定	防災統括室	防災統括室
4	1,6	紅谷委員	小学校とか体育館といった指定避難所の現場で、コロナの方を発見し、分離してきっちり対応するのは無理だと思う。そうだと、できるだけ自宅に留まってもらうか、旅館などで受け入れてもらうなどの分散避難が大切になる。旅館組合等と、その時のお金の話も含めて、あと数年乗り切るためには、できるだけ具体的な協定を進めていった方がいいのではないか。	対応中	・安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はない、避難先として親戚・知人宅やホテル旅館等もあることといった、「分散避難」の考え方については第2章第1節「避難行動計画」第8「住民への周知及び啓発」等に追記する。 ・ホテル等の民間施設の活用については既に計画に記載しているが、市町村において具体的に進むよう、先進事例の共有等により支援していきたい。	記載予定	防災統括室	防災統括室
5	1,5	高橋委員	災害時には避難所に集まるよう要請しながら、コロナ対策ではステイホームを要請している。このような時代になって、避難所の位置づけを考える機会である。避難所が快適であることを目指すことは当然としても、家以上に快適であるということは本来おかしい。制限が加わっている中で、いかに共存していくかということを考える中で、災害時でも、あるいは災害後でもステイホームできるような社会を目指すということが、土木や建築の分野が直接的に貢献できることである。	対応中	計画第2章第6節「防災教育計画」第2「県民に対する防災知識の普及」における普及すべき内容として、「災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること」を追記する。	記載予定	防災統括室	防災統括室
6	1,5	高橋委員	特に建築の観点から言うと、家の中で何とか過ごせるようにするというのが一つの自助だと思う。自分自身を助ける一番の基本はやはり自宅。まずは災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりをやっていこうところが一つわかりやすい自助だと思う。そのために、災害時の備蓄や耐震補修、水害では大切な財産を2階の上にあげるなど。そのような自宅における災害時の暮らし方を、もう少し考えていきたいと思います。その時に、避難ができる場所は、ワクチン接種を含め普段の日常生活に使う一部を使おうとしているので、そういう意味でも、できるだけ自宅での生活を後押しするという方がいいのではないか。	対応中	同上	記載予定	防災統括室	防災統括室
7	1,5	高橋委員	ワクチン接種会場と避難所の重複という点でも、より一層の避難所の確保を進めていくことも必要。ただし、全てに関わるものとして、自宅が避難所になることが一番いいので、それを自助という形で見せていくのがよい。	対応中	同上	記載予定	防災統括室	防災統括室

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における委員意見への対応

No.	分野	委員	意見内容	対応方針	対応内容	計画への記載	担当部局	担当課
8	1,5	高橋委員	災害時の行動において、土砂の流入や河川の氾濫により自宅での生活が困難になってきたという場合と、まずは安全な場所に移動しましょうという、2種類があるかと思うが、両者を使い分けることも大事かと思う。	対応済	第2章第1節「避難行動計画」において、避難を「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類している。	記載済	防災統括室	防災統括室
9	1,5	牧委員	行政がいくら情報を出しても安全な避難というのは難しいので、地域毎に、どの情報（水量計や雨量計などの情報）を使ってどうやって適切に避難するというようなタイムラインをしっかりと作るということが、地域としての共助という意味で重要。	対応中	・水害編第2章第1節「避難行動計画」第11「住民が取り組むべきこと」において、住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。」旨を記載する。 ・今後、地域における避難行動について問題となっている部分について、市町村の意見も聞きながら検討していきたい。	記載予定	防災統括室 安全・安心まちづくり推進課	防災統括室 安全・安心まちづくり推進課
10	1	牧委員	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、リモートワークなど、活動レベルを下げるということがたいぶ楽になったし、現にやっている。台風接近など、災害のリスクが高まっているときに、コロナでやっているようなことを、企業を含めて、社会の活動レベルを下げるような対策の充実をしっかりと進めていくとよい。	対応済	第2章第9節「企業防災の促進に関する計画」において、企業・事務所の平常時の対策として、事前に対策を講じておくことを記載している。また同節第1「企業・事業所の役割」において、「事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める」旨を記載する。	記載済	防災統括室	防災統括室
11	1	紅谷委員	計画運休に関連する話で、南海トラフ地震の臨時情報が出たときの対応を決めている企業がほとんどないので、具体的に書けるならば、対応をこのようにするっていうのを計画に書き込んでいったらよい。	対応中	国が定める南海トラフ地震防災対策推進計画の「第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保」を参考に、各企業に臨時情報が出た際の対応を予め定めるよう追記予定。	記載予定	防災統括室	防災統括室
12	2	牧委員	派遣された職員が市町村の幹部等から適切に情報を収集できるよう、リエゾンの派遣にあたっては事前の研修や訓練が重要	対応済	第2章第17節「防災体制の整備計画」第1「県の活動体制」において、「「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。」と記載済。 個別の訓練を計画する際には、委員の意見を反映し、実施していきたい。	記載済	防災統括室	防災統括室
13	2	紅谷委員	人的支援の関係で、南海トラフや首都直下地震のような大規模広域災害が起こった時に、今の総務省スキームをどうするかについての検討会が現在行われているので、その動向も確認していく必要がある。	検討中	総務省の動向を注視し、掲載内容を検討する。	記載予定	防災統括室	防災統括室
14	3	牧委員	災害時には国からもプッシュ型支援で人員や物資が来るので、それらの支援とどのように調整するのかについての検討が必要	対応中	第2章第27節「食料、生活必需品の確保計画」第2「平常時の物資調達」において、「国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。」旨を記載する。	記載予定	防災統括室	防災統括室
15	3	牧委員	災害時の物資支援について、市町村から正確な情報があがってこないことも考えられるので、ある程度リエゾンの判断で、物資をプッシュ型で送るというようなことを考えてもよいのではないか。	対応済	第3章第22節「食料、生活必需品の供給計画」第1「県、市町村、住民の役割分担」において、「県は、…被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待たずとも認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う」と記載済。	記載済	防災統括室	防災統括室

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における委員意見への対応

No.	分野	委員	意見内容	対応方針	対応内容	計画への記載	担当部局	担当課
16	3	紅谷委員	最近のトレンドではドローンの活用。孤立集落の状況把握とか、医薬品だけ届けるといった活用ができる。熱海の土砂災害でもドローンを使って状況確認していた。山地が急峻な奈良県においてドローンは非常に有効なので、その活用を検討することは重要。	対応中	今回の修正において、第3章7節「災害情報の収集・伝達計画」第3-4「ヘリコプター等による情報収集」に「無人航空機」の文言を追記する。	記載予定	防災統括室	防災統括室
17	4	牧委員	病院等の非常用電源の確保に加えて、今在宅医療が大分増えているので、人工呼吸器つないでいるとか、酸素吸入しているとか、そういった自宅で療養されている方の電気をどう確保するのかということも課題のひとつ。	対応済	第3章第19節「保健医療計画」第6「要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援」において、「人工呼吸器等使用者への支援」について記載済。	記載済	医療政策局	健康推進課
18	4	紅谷委員	千葉の停電の時は、自衛隊と電力会社と一緒に復旧活動をした。停電時に、県としても、どの地域からどの組織が協力しながら復旧していくのかといったコーディネートが必要。	対応中	第3章第16節「ライフライン施設の災害応急対策計画」において、「県は、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。」「国や市町村、ライフライン事業者等と開催する会議における対応方針等に基づき、現地で実動部隊の詳細な調整を行うため、会議を開催する」旨を記載する。	記載予定	防災統括室	防災統括室
19	4	紅谷委員	停電で水道施設が止まり断水するというのは、近年よく起こっている。また、土砂災害から水道施設をどう守るかや重要インフラのところにどう電気を流すかっていうのは、大事な論点。	対応中	<p>【県営水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営水道施設の浄水場やポンプ場などには、台風などの災害で停電が発生した場合に備えて、自家発電機が設置されており、一定時間運転できる燃料が保存されている。低電圧の計装設備については、無停電電源装置を設置している。 ・第2章第15節「ライフライン施設の災害予防計画」第1「水道」において、「水道事業者等は、指定されている土砂災害（特別）警戒区域に位置する浄水場、調整池、配水池及びポンプ場等の水道施設については、事前に土砂災害から施設を守るため、土砂災害対策計画を策定し、その計画に基づき、緊急度の高い箇所から順次、設計・工事を行い、安定して水道水が供給できるように水道施設の土砂災害対策を実施する。」旨を記載する。 <p>【奈良県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を財源に、奈良県水道施設等耐震化等補助金を策定し、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域等において、市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設にて非常用電源設備を設置する事業に対し、県として市町村に対し財政支援している。 	—	防災統括室 水道局 水循環・森林・ 景観環境部	防災統括室 水道局 水資源政策課
20	4	紅谷委員	電気の関連では、停電時の対策として電気自動車を活用するための協定を結んでいる市町村も多い。南海トラフ地震の事を考えると、自動車を電源として活用する発想は不可欠。	対応中	地域の公民館等の比較的小規模な避難所における、緊急時の電源確保を促進するため、市町村に対し、エネルギー自給のための設備導入に要する経費について、補助金を交付。補助対象設備に電気自動車充電設備（ヴィークル・トゥ・ホーム（V2H））及び電気自動車可搬型給電器（ヴィークル・トゥ・ロード（V2L））を設けており、電気自動車の活用は重要であると認識している。今回の修正において、計画第2章第2節「避難生活計画」に電気自動車の活用について追記する。	記載予定	防災統括室 水循環・森林・ 景観環境部	防災統括室 環境政策課

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における委員意見への対応

No.	分野	委員	意見内容	対応方針	対応内容	計画への記載	担当部局	担当課
21	5	河田委員	将来の地球温暖化によって災害環境が変わるかもしれないから、それを先取りするような事前対策をやらなければならないが、それは法律を改正しないとできない。だから今何ができるかというと、やはり自助・共助。奈良県が持っている財産をうまく活用して、これからの災害に備えて地域防災力を自助と共助で強くすることが今とても重要。	対応中	今回の修正において、総則に、「特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。」旨を記載する。	記載予定	防災統括室	防災統括室
22	5	菅委員	災害直後は自助・共助で乗り切らねばならないが、その重要性を強調するだけの啓発では対策にならない。自助・共助力を発揮するためにはどんな事前準備が必要なのか、地域の災害リスク・行政側の対策内容はどうなっているのか等、情報提供をセットにした丁寧なコミュニケーションが必要。	対応済	第2章第1節「避難行動計画」第8「住民への周知及び啓発」において、「県及び市町村は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスク等の開示に努める。」と記載済	記載済	防災統括室	防災統括室
23	5	菅委員	地区防災計画を策定してる市町村や地域防災に取り組んでいる水防団など、それぞれの地域が持っている防災の仕組みがあると思う。そういうところと、福祉、地域包括ケアシステムみたいなものと、その地域の防災の仕組みに関する情報共有だったり、行政が地域にあるリスクや、リスクに関する情報提供、問い合わせの対応をするというようなことが、自助・共助をどうサポートするかという点で重要。	今後検討	自主防災に関する市町村へのサポートについて、今後、市町村を積極的に訪問する中で、情報共有等の支援を検討していきたい。	—	安全・安心まちづくり推進課	防災統括室 安全・安心まちづくり推進課
24	5	菅委員	自助・共助への行政からのアクセスとしては、制度としては地区防災計画であったり、避難所マニュアルを作って地域の住民と防災訓練をしたりとか、自主防災組織であるとか、地域の防災に関わってる組織があると思うが、その地域コミュニティの中で行われてる防災活動みたいなところとのコミュニケーションが重要。	今後検討	現在は、「自主防災組織の育成等に関する計画」の育成強化対策の中で、地域への派遣として「安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業（67名登録：年間40回程度派遣）」と「自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援」として「地域防災力向上支援ワークショップ及び自主防災訓練支援事業（年間5件）」を行って、地域コミュニティが行う防災訓練等の活動を支援している。更なるコミュニケーションの在り方については今後検討していきたい。	—	安全・安心まちづくり推進課	防災統括室 安全・安心まちづくり推進課
25	5	菅委員	在宅介護などの地域福祉の仕組みは大体どの自治体も持っていると思う。日常の福祉の仕組みの中で、日常的に福祉に取り組んでいる人たちに、災害時のリスクや、災害時の対応についての知識を持ってもらうことが大事ではないか。できるだけ日常的に動いているものの中に、小中学校や、地域福祉とか自治組織のようところにアプローチしていくというのは、自助・共助を考えるとときに重要となる。	対応済	第2章第6節「防災教育計画」、第8節「自主防災組織の育成等に関する計画」、第10節「消防団員による地域防災体制の充実強化計画」において、防災教育や自主防災組織の育成等、消防団員による地域防災体制の充実などが記載されており、引き続き連携を図っていく。	記載済	防災統括室	防災統括室
26	5	菅委員	災害は日常から始まり日常に戻って行くので、災害対応に特化させた特別な対策や仕組みを作るよりも、日常の社会の仕組みに組み込んだり、連携させた対策が必要ではないか。例えば、日常的に災害時要配慮者に対応している介護等の専門職の人たちに、災害対応に関する知識を得て対策を考えてもらうなど。	今後検討	市町村等の意見も聞きながら、今後どのように取り組めばよいか検討していく。	—	防災統括室 福祉医療部	防災統括室 地域福祉課
27	5	紅谷委員	奈良県内の人材をいかに活用するかを議論する中で、退職した防災に詳しい自治体職員や再雇用職員を活用することも、地域の貴重な人的資源を活用するという意味で自助の一つではないか。	検討中	現在は、「自主防災組織の育成等に関する計画」の育成強化対策の中で、「地域防災組織の結成、活性化を担う県職員、OBの選任及び支援」として「地域防災支援担当者制度（登録者＝県職員OB 25名）」という事業により、防災業務経験のある県職員OBを防災を通じて地域と関わっていただく地域防災支援担当者として委嘱している。県職員OBによる更なる活動については今後検討していきたい。また、市町村に向けても人的資源の活用を促していきたい。	—	防災統括室 安全・安心まちづくり推進課	防災統括室 安全・安心まちづくり推進課

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における委員意見への対応

No.	分野	委員	意見内容	対応方針	対応内容	計画への記載	担当部局	担当課
28	5	紅谷委員	水害にせよ土砂災害にせよ、大規模な災害は発生頻度が低く、どの地域で発生するか予測できないため、保険が有効。積極的に、地震保険や、土砂災害危険区域や浸水想定区域の住宅には、火災保険に水害特約をつけるということも、自助の一つ。	対応済	計画第2章第6節「防災教育計画」第2「県民に対する防災知識の普及」における住民に普及すべき内容として、水害保険、地震保険、火災保険について言及済	記載済	防災統括室	防災統括室
29	5	紅谷委員	JVOADなどのボランティア団体の受入窓口になるような、市民広域活動支援センターなどが無い市町村があるのであれば、災害時にNPOの受入窓口となるような団体や担当を決めておく、という記載が計画にあってもよいのではないか。	今後検討	現状は県災害ボランティア本部が受入窓口となり、JVORD等と連携のもと被災市町村への差配を行うこととしているが、次年度において、災害関係NPO等団体とのコーディネート力を強化するため、窓口となる中核人材の養成に取り組む予定。一方、委員ご意見の内容について、他県事例の取組などを踏まえ県内市町村の実情に合った方策を研究してまいりたい。	—	文化・教育・くらし創造部	青少年・社会活動推進課
30	6	菅委員	コロナ禍において、県外からの支援の受け入れを、県域でどう判断・調整するのか、県内でどのように支援の担い手を確保していくのが課題になるので、事前に関係機関で考えを整理し、役割分担や連携体制を検討する枠組みを作っておいた方がよいと思う。	検討中	県への受入については、第2章第22節「受援体制の整備」において、国、関西広域連合、全国知事会等の受入体制について記載しているが、感染症対策に関しては内容を検討し追記予定。	記載予定	防災統括室	防災統括室
31	6	牧委員	新型コロナウイルス感染症に限らず、過去の災害ではインフルエンザやノロウイルスも発生している。感染症対策というのを通常の避難所運営の中にしっかりと入れていくことが大事。	対応中	第2章第2節「避難生活計画」第6「避難所の運営」において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平時及び避難所運営時の対策等を追記する。	記載予定	防災統括室 福祉医療部	防災統括室 疾病対策課
32	6	紅谷委員	県外からの応援職員を受け入れる際には、地方から応援に来る職員の方が感染リスクが高いことが想定されるので、来る前のPCRや抗原検査はしてもらったほうがいだろうが、それ以外に何か特別な対応をするのではなく、奈良県職員と同レベルの対応をすればよいと思う。	検討中	各自治体によって応援派遣の体制が異なるため、受入側としての条件について検討する必要があるが、受援マニュアル等において記載予定。	—	防災統括室	防災統括室
33	7	菅委員	福祉避難所制度の見直しによって、福祉避難所に直接避難したときの、DWA Tと市町村の調整がどうなるのかが気になる点。	対応済	DWA Tと市町村との間で発生する調整について、福祉避難所制度の見直しによる大きな影響はないと考える。	—	福祉医療部	企画管理室
34	7	菅委員	避難行動要支援者の個別避難計画については、介護保険や地域包括システムなどの地域福祉の支援計画・支援体制に組み込む又は連携させられると、実効性のある計画になると思う。そうした市町村域での取組を県としてどう支援できるかが課題。	対応中	市町村に現在ある仕組みを活用しながら、個別避難計画の作成に取り組むことができるよう、先進事例の紹介や研修等により市町村を支援していく。	記載予定	福祉医療部	地域福祉課
35	7	牧委員	個別避難計画をどうやって今後作っていくのかという点において、どこが計画の作成主体なのかということをしっかり詰めないといけない。	対応中	市町村が実情に応じて、防災部局と福祉部局が連携し、地域と協働して取組を推進していけるよう、先進事例の紹介や研修等を実施していく。	記載予定	福祉医療部	地域福祉課
36	7	紅谷委員	個別避難計画の作成の努力義務化については、個別避難計画に沿って自主防災組織が避難支援をし、もし被災した時の補償がどうなるのかという課題がある。現在の法的な枠組でいうと、消防団の機能別団員に指名しておくというのが、確実な方法だろう。	今後検討	個別避難計画の実施において負傷等があった場合は、災害対策基本法に基づく補償に加え、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支給の対象となること、国より示されているところ。避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることの周知を図りつつ、今後、さらなる補償についての考え方が国より示されれば、対応を検討していきたい。	—	福祉医療部	地域福祉課

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における委員意見への対応

No.	分野	委員	意見内容	対応方針	対応内容	計画への記載	担当部局	担当課
37	7	照本委員	防災と福祉の連携という観点では、個別避難計画も重要だが、土砂災害警戒区域の中にある特別養護老人ホームなどの要配慮者利用施設の利用者をどう避難させるかという点も重要。個別避難計画を作成した数人なら機動的な対応も可能かもしれないが、大人数の避難をどのように行うのかという点が課題であり、いざ被災すると甚大な被害となる。その対応が施設任せになっているので、防災部局と福祉部局が連携した関与が必要。	対応中	第2章第31節「水害への備え」第1「洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知」等において、「県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。」旨を記載する。	記載予定	県土マネジメント部	河川整備課、砂防・災害対策課
38	8	牧委員	地籍調査はしっかりと進めていただくと災害復興のところで非常に重要。	対応中	地籍調査は筆界の明確化により、災害復旧事業の実施や復興計画を迅速に策定出来るなどの効果があり、復興事前準備のための地籍調査の実施が重要と認識している。 このため、未着手市町の解消を進めているところ。今後も、平時から地籍調査を推進していく。(県内未着手市町村 H29年度・9市町→R3年度・1市→R5年度予定・0)	記載済	食と農の振興部	担い手・農地マネジメント課
39	8	紅谷委員	前の改定からの状況の変化で言うと、特定危険ため池の診断や補修事業がかなり進捗していると思う。	対応中	引き続き、防災重点ため池の機能診断を進め、老朽化等の危険なため池について整備を進めていく	記載済	食と農の振興部	農村振興課
40	8	高橋委員	盛土の調査の関連では、住宅への影響を考えると、公益っていうことを考えると、緊急輸送道路に対する影響みたいなものも大事な視点ではないかと思う。	今後検討	・盛土の調査に関しては、国から各都道府県に対し近年形成された盛土について総点検を実施するように要請があったところ。総点検は、土砂災害をもたらす恐れのある地域(土砂災害警戒区域・山地災害危険地区及びその上流域)に存在する、宅地造成等規制法や砂防法、森林法、農地法、自然公園法等に基づく許可や届出を受けた盛土や地形データから推定される盛土、大規模造成地において、書面点検や目視での現地点検を実施することとされている。 ・奈良県においても、国の点検要領に基づき調査対象箇所を抽出し、盛土の点検を行っていく。	—	県土マネジメント部	道路保全課
41	その他	牧委員	気候災害に対してはみな関心が高いが、南海トラフ地震の計画の充実や直下型地震への対応などにも目配りが必要。	対応中	令和3年度に改訂した、国による南海トラフ地震防災対策推進計画等の最新の知見などを追記していく。	記載予定	防災統括室	防災統括室
42	その他	牧委員	紀伊半島大水害から10年が経過するため、どこまでできて、どこまでまだ課題が残っているのかという検証が必要ではないか。	対応中	紀伊半島大水害10年シンポジウム(令和3年9月26日開催)等を実施する中でこれまでの取組についての振り返りを行っている。	—	防災統括室	防災統括室
43	その他	紅谷委員	紀伊半島豪雨のあたりからの継続的な課題であるが、紀伊半島は県境が込み入っているのので、県を越えた連携をスムーズにできるように、情報交換等しておく必要がある。奈良県内で災害が起こり道路が被災すると、奈良県だけでは支援が届きにくいところがある。	対応済	これまでも紀伊半島知事会議等で情報交換等を行っており、引き続き行っていく。	—	防災統括室	防災統括室
44	その他	紅谷委員	和歌山県や三重県では事前復興計画策定が進んでいるが、奈良県でも事前復興計画について、もっと書いてもいいのではないかと。	今後検討	全国知事会においても大規模災害を想定した事前復興制度の創設が提言されており、それらの状況も踏まえながら、事前復興計画の内容や策定手法等について研究していきたい。	—	防災統括室	防災統括室

第1回奈良県地域防災計画検討委員会における委員意見への対応

No.	分野	委員	意見内容	対応方針	対応内容	計画への記載	担当部局	担当課
45	その他	照本委員	事前復興計画を策定する動きがあるが、訓練を行いながら課題整理をし、策定していくの方法が手っ取り早いと思う。通常、訓練は発災後3日目までの期間を想定して行うことが多いが、復旧・復興のフェーズを想定した訓練をしていくことも重要。	今後検討	全国知事会においても大規模災害を想定した事前復興制度の創設が提言されており、それらの状況も踏まえながら、訓練の実施を含め事前復興計画の策定手法等について研究していきたい。	—	防災統括室	防災企画係
46	その他	照本委員	避難所の環境はこの程度整備するという一般的な考え方が一昔前よりレベルアップしてきているが、スフィア基準と比較するとまだまだ不十分。福祉避難所レベルの環境整備を行っていく必要がある。避難所の環境整備はどうあるべきかということを概念的に示し、その概念に基づき、段ボールベッドや間仕切りを整えていくという流れが望ましい。	検討中	奈良県で作成した「奈良県避難所運営マニュアル」では、被災者のニーズが多様化する安定期に、段ボールベッドなどの物資を活用し、避難所環境の向上を図る旨を記載している。国等の動きを参考にしながら、今後避難所運営マニュアルを改定していく中で、避難所の環境整備はどうあるべきか、どう示すかについて研究していきたい。	—	防災統括室	防災統括室
47	その他	照本委員	想定外の事態への対応という点では、「柔軟に組織として対応できる」ということだと思う。そのためには平時からの訓練が必要で、年3回程度行うようにしたらよいと思う。訓練を考えること自体にも意味がある。	対応中	訓練の実施については2章第7節「防災訓練計画」に記載している。災害対応図上訓練、市町村連携訓練、受援訓練、救援物資図上訓練、国民保護図上訓練等を実施しているところであり、組織的な対応の強化のため、今後も様々な場面を想定して、訓練を実施していきたい。	記載済	防災統括室	防災統括室
48	その他	照本委員	立地適正化計画を作成し、土砂災害警戒区域等の危険区域への立地の規制や安全な区画への誘導を行っているが、その取組においても防災部局との連携が重要。	対応中	第2章第12節「まちの防災構造の強化計画」第2「災害に備えた計画的なまちづくり」において、「市町村は、立地適正化計画を策定する場合、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。」旨を記載する。	記載予定	地域デザイン推進局	県土利用政策室
49	その他	高橋委員	内閣府などのコロナウイルスの避難所運営のいろんな通達を見ている中で、避難所の運営とか意思決定の場に、女性や外国人など多様な方をできるだけ参画させていくことを盛り込んでいく必要があるのでは。	対応済	第2章第2節「避難生活計画」第6「避難所の運営」において、「避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて…」と記載済	記載済	防災統括室	防災統括室

※節番号は水害・土砂災害等編の該当節の番号を記載している。